

# 建築工事届のフローチャート

1. 宜野座村の都市計画： **都市計画区域外**

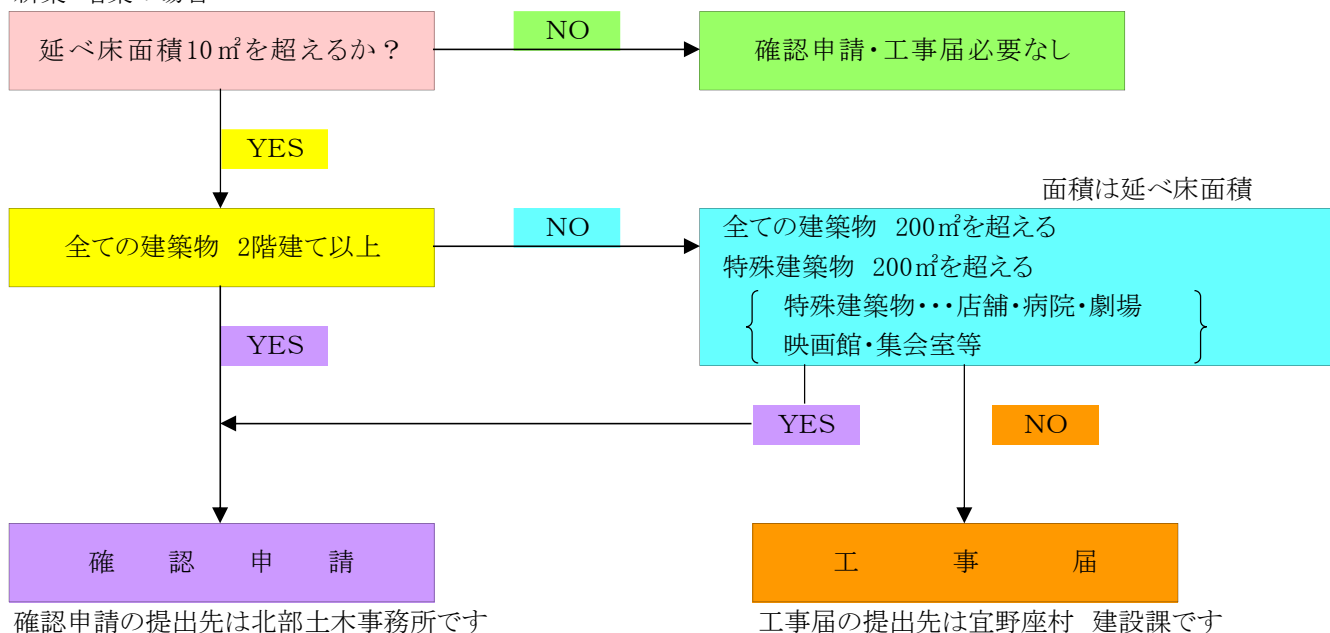
2. 宜野座村の用途地域： **無指定**

3. 宜野座村の建ぺい率： **建ぺい率 70% (R6.2月 容積率削除)**

\*宜野座村は都市計画区域外であり、建ぺい率の指定はないが、上は便宜上の数字である。

4. 各種手続確認部署：
- ① **農林水産課** → 農地法 **農業振興地域に関する確認・調査**
  - 農林水産課** → 土地改良法
  - ② **農業委員会** → 農地法 **農地転用の確認・調整**
  - ③ **上下水道課** → 集落排水(下水道) (**集落排水か浄化槽設置か確認**)  
※集落排水は当該事務所にて承諾書を発行し工事届に添付が必要
  - 上下水道課** → 水道引込みについての調整
  - ④ **企画課** → 景観条例、高さ制限、開発行為等の確認・調整
  - ⑤ **教育課** → 埋蔵文化財の確認
  - ⑥ **村民生活課** → 合併浄化槽の設置、赤土条例等の確認・調整

新築・増築の場合



※確認申請か工事届かの詳細は北部土木事務所建築班(北部合同庁舎)にて確認できます。

確認申請、工事届のいずれの場合でも、事前に上記の担当部署との確認・調整を十分に行ってください。

**工事届の提出書類**： 県様式『建築工事届』(第1面～第3面) ※県のHPからダウンロード可能

注：令和7年1月より様式が変わりました(裏面参照)

**添付書類**： ○位置図・配置図・平面図・立面図(図面の作成は建築士へご相談ください)

○集落排水の場合は当該区事務所からの承諾書(コピー)

※集落排水又は浄化槽の有無と放流先を明記すること

※合併浄化槽の場合、中部福祉保健所 環境保全班に「浄化槽設置届出書」を提出し

受理印をもらう。受理印が押された浄化槽設置届出書(本人控)の表紙(コピー)を添付

○建築主から工事届の提出を委任されている場合は委任状

工事届受理証明書の受取についても委任状への記載が必要

**提出部数**： 1部